

日本組合基督教会 「奈良大会宣言書」における家庭論

Theory of Family in the Declaration of the Nara Convention of the Japan
Congregational Church

森 田 喜 基
Morita, Yoshiki

本稿は1895（明治28）年10月22日から24日に奈良・菊水楼にて開催された日本組合基督教会教役者会において満場一致で可決がなされた「奈良大会宣言書」と呼ばれる「日本組合基督教会教役者大会宣言書」に含まれる家庭論について注目する。宣言書に署名した牧師たちが、当時の社会に対して、何を語ろうとしたのか、またその宣言文が出された意味について論じる。

This study examines the Japan Congregational Church Clergy Convention of 1895, where the Declaration of the Nara Convention was unanimously approved and signed. It investigates the Japan Congregational Church's pastors' perception of the complex relationship between the church and contemporary society focusing particularly on the church's publicly professed theory of the family. Through an examination of the historical background and context, the circumstances surrounding the Japan Congregational Church at the time, and the significance of the declaration, this study sheds light on the convention's historical context.

はじめに

同志社大学神学部に所蔵されている「日本組合教会教役者大会宣言書」（以下奈良大会宣言書とする）の全文は、図1の通りである。

図1の宣言書本文を、旧漢字、変体仮名はそのままとして、文字に起こすと以下の通りである。尚、原本のサイズは縦38.5cm、横25.5cmの冊子である。

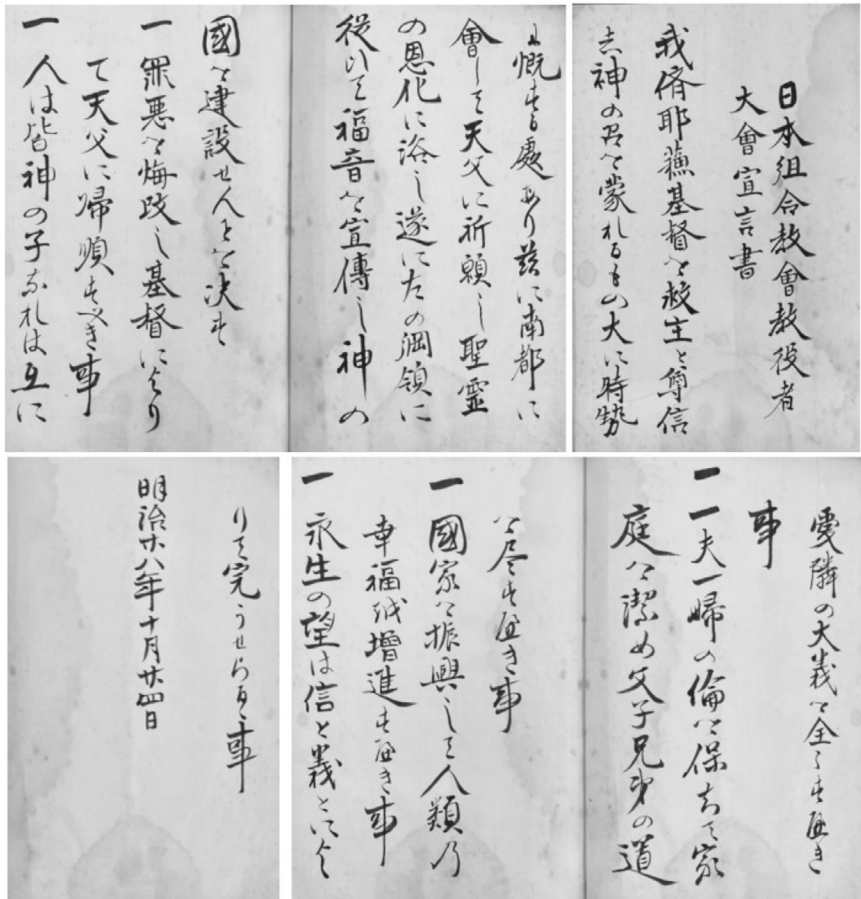


図1 「日本組合教会教役者大会宣言書」本文（同志社大学神学部所蔵）

我儕耶蘇基督を救主と尊信
志神の召を蒙れるもの大に時勢
に慨する處あり茲に南都に
會して天父に祈願し聖靈
の恩化に浴し遂に左の綱領に
従ひて福音を宣傳し神の
國を建設せん事を決す

- 一 罪惡を悔改し基督により
て天父に帰順すべき事
- 一 人は皆神の子なれば互に
愛憐の大義を全ふすべき
事
- 一 一夫一婦の倫を保ちて家
庭を潔め父子兄弟の道
を盡すべき事
- 一 國家を振興して人類乃
幸福を増進すべき事
- 一 永生の望は信と義とによ
りて完うせらるる事

明治廿八年十月廿四日

奈良大会宣言書にはキリスト教の信仰告白や信条において、通常語られる信仰に関する事柄に加え、二つの特徴的な文言が記されている。それは「一夫一婦の倫を保ちて家庭を潔め」と「國家を振興して人類乃幸福を増進すべき事」であり、前者には家庭に関する倫理、後者には、国家と教会との関係性及び社

会的倫理が表されている。

本稿ではその前者である1895年の奈良大会宣言書における家庭に関する倫理、すなわち家庭論に注目し、その文言に込められた背景、その意味について論じる。

章立てについては、1章で奈良大会宣言書の背景としての当時の日本社会とキリスト教を整理した上で、日本組合教会教役者大会について述べ、2章で日本組合教会教役者大会に於いてなされた奈良大会宣言書とその後の評価について、3章で「一夫一婦の倫を保ちて家庭を潔め」が示すこととして、明治期キリスト者の「ホーム」観と日本社会について述べる。

使用する主要な資料については、「日本組合教会教役者大会宣言書」(同志社大学神学部所蔵)、『日本組合教会便覧 明治40年』、『基督教新聞』他である。

I 「奈良大会宣言書」の背景

1 1890年代以降の日本社会とキリスト教

1868(明治元)年、明治政府は王政復古の国書を各国公使に手渡し、天皇を中心とする国家の成立を通告した。また江戸幕府が諸外国と締結した「不平等条約」を遵守することも通告し、諸外国から正式に国家として承認を受けた。しかし約250年間、変わらず掲げられた「切支丹禁令の高札」撤廃は、1873(明治6)年を待たなければならなかった。これは岩倉具視遣外使節団が欧米各地を歴訪した際に、明治政府が旧幕府のキリスト教禁令政策を継承していることに激しい非難を受けた「外圧」によるものであったが、それ程にキリスト教に対する嫌悪感⁽¹⁾は、はっきりと当時の日本に植え付けられていたのである。

しかしながら政府において「リベラル派」が主導権を取っていた1880年代には、欧化政策が推し進められ、欧米の文化や生活スタイルを美風とする風潮⁽²⁾が作り出されていた時期であった。日本のキリスト教は、比較的自由にその活動

を展開することができた。来日していた宣教師たちは各地に教会や学校を次々と設立し、その教勢を伸ばしつつ、同時に教会や学校は、欧米の価値観や文化を日本に移入する窓口となっていき、主に知識層に対して大きな影響を与えていった。

しかし1890年前後になると政権内で、国体主義を標榜する保守派が台頭し、国粋反動化の動きが活発となり、様相は一変していった。日本のキリスト教は受難の時代を迎えることとなった⁽³⁾。

1889（明治22）年に大日本帝国憲法が公布され、翌年には教育勅語も公布、教育分野においても国家主義が徹底されるようになった。明治帝国憲法において、天皇が唯一絶対の統治の大権を掌握した。また軍人勅語や徴兵令の改定、枢密院設置、皇室典範制定など絶対主義的天皇制確立の布石が打たれていった時期である⁽⁴⁾。

そのような時代の中で、キリスト教の学校を標的として宗教教育の禁止を命じた文部省訓令第十二号の問題や、1891（明治24）年の所謂「内村鑑三不敬事件」が起こるなど、欧米からの宗教であるキリスト教に対する風当たりが非常に厳しくなっていた時代であった。

日本組合基督教会は1892年に第7回総会において「信仰の告白」を制定した。日本組合基督教会はそれまで福音同盟会⁽⁶⁾の「教理基準」⁽⁷⁾を信仰箇条としていたが、「信仰の告白」起草者であった小崎弘道が「新神学や自由神学の思想が闖入し来り、信仰の動揺を見るに至り、殊に金森牧師の如き有力なる人が其の信仰動き、組合教会を脱出する様な場合、茲に信仰告白を新たにする必要が起こり⁽⁸⁾」と語った通り、新神学の流布に対して、その立場を明らかにする必要に迫られ、これが制定されたのであった。元々福音同盟会の「教理基準」⁽⁹⁾自体がプロテスタントの中でもその福音的立場が疑わしい人々を、排除しようと制定されたと同時に、信仰告白や信条とみなされるべきではないことを明確に宣言したものであった⁽¹⁰⁾。「信仰の告白」もそのような性格を踏襲しつつ、日本組合基

督教会として、その受け取り方も柔軟な見解が述べられた。⁽¹¹⁾ 制定に際して小崎は「『神にして人となり云々』は余りに露骨ではないかとの異論があり、海老名牧師の如きも最初は余り之を賛成しなかったが、議論の末之を承知することとなつた。」⁽¹²⁾と記している。海老名はその当時すでに金森通倫や横井時雄と同じく自由主義神学に傾倒していたが、日本組合基督教会から離脱することなく、後に植村正久と「我国神学思想界の最高水準を示すもの」とされる所謂「海老名・植村キリスト論争」を展開することになる。この海老名をも内包する形で信仰告白が制定されている点は、組合教会における信仰告白の位置付けを考える上で重要な点である。

2 日本組合基督教会教役者大会

1890年代という時代背景、また「信仰の告白」が制定される中で「奈良大会宣言書」は宣言されているが、まずその奈良大会の正式名称であった「日本組合基督教会教役者会」とは何であったのか。その設立の経緯は、『基督教新聞』及び大会直後に発刊された渡瀬常吉『奈良大会』⁽¹³⁾にまとめられている。

『基督教新聞』は1895年9月19日に開催された日本組合基督教会常議員会における決議事項を記している。そこで奈良大会に関する報告がなされている。

去る十九日午前九時より京都若王寺山下常磐楼に於て日本伝道会社及び組合教会の常議員会を開きしに、京都の小崎弘道、湯浅次郎、大坂より宮川経輝、古木寅三郎、神戸より海老名弾正、長田時行、岡山の安部磯雄、上州の杉田潮氏及び先般来上毛に在り療養中なりし原田助氏も強めて出席し即ち此回は一人も残りなく出席せられ一中略一決議中の重なる箇条は牧師伝道師大会を開催の事。伝道会社伝道地振興のため順次に大伝道を試みる事。来月渡来の米国委員に対する事等なりしと云う。⁽¹⁴⁾

ここで報告されている「牧師伝道師大会」が「教役者大会」の事であるが、その開催の目的は、日本組合基督教会の教勢が低下する中での大伝道の実施、また来日予定のアメリカン・ボード委員への対応が挙げられた。この常議員会では元々、同年10月に堺市での開催が決定されたが、「雑踏の嫌い」⁽¹⁵⁾から急遽奈良市にある興福寺近郊の菊水楼に会場が変更された。

10月22日から日本組合基督教会教役者会は開催された。大会の応接委員となっていた小崎、海老名、長田、宮川、古木が参加者「60余名」⁽¹⁶⁾を出迎えた。大会初日は礼拝から始まり、長田によって歓迎の言葉が参加者に述べられ、宮川、小崎の祈祷から懇談が始まった。懇談では小崎、二宮邦二郎、渡瀬、古木らが発言し、さらに同志社神学校部長森田久萬人が神学校を代表して発言した。

翌23日大会2日目は早朝に猿沢池の南側に位置した平城教会⁽¹⁷⁾に集まり、まず祈祷会、引き続いて懇談会を実施した。懇談会の内容について『基督教新聞』はこう記している。

午前九時より第三回の懇談会を開く問題は将来の運動及び伝道会社の事にてありしが海老名氏先づ将来の運動に就いて述べて曰く我等は各自に所信を表白したり而して今日既に其の大体の一致を見るを得たり須らく今日に於て我等の日本伝道に対する大主義を宣言し旗幟を鮮明にし以て運動に従事せざるべからず之と同時に教役者の団結を固ふし以て将来の運動を活発にせんことを欲す云々⁽¹⁸⁾

海老名がここで語った「日本伝道に対する大主義を宣言し旗幟を鮮明にし」という言葉に、この大会において宣言文を出す目的が明示されている。海老名は続けてこの大会宣言文の起草者として小崎、宮川、海老名、長田、森田、古木、松山高吉、杉田、二宮、三宅荒毅の10名を提案し、了承された。

第四回の懇談会では「宣教師問題」が議論された。これは教役者大会の開催

理由の一つであった「渡来の米国委員に対する事」に関することである。日本組合基督教会を当時大きく揺るがしていたのは、アメリカン・ボードと同志社の関係についての問題であった。1890（明治23）年、新島襄によって、何とか繋ぎ止められていたアメリカン・ボードの宣教師たちと同志社の日本人教師たちは、同志社の性質、その財産に対する見解、また神学的な相違などによって真っ向から対立し、一時的には、宣教師全員が同志社を辞任し、絶縁する事態に陥った⁽¹⁹⁾。これは日本組合基督教会及び日本伝道会社のアメリカン・ボードからの独立へと発展していった。今泉真幸は「同志社に於けると相似のことが、日本伝道会社に於いても起こった。」としている⁽²⁰⁾。その問題への対応を含めて教役者大会は開催されたのであった。

24日大会3日目は、早朝より三笠山麓において祈祷会が開かれ、午後2時より起草された宣言案を議論し、これを決した。そして「斯教の為に殉せん」と期⁽²¹⁾し、宣言書に各自が署名をした。またこの日、日本組合基督教会教役者会が結成され、評議員として小崎、松山、長田、堀貞一、二宮、杉田、古木、海老名の8人が選任され、規約が設けられた⁽²²⁾。

II 奈良大会宣言書

1 奈良大会宣言書署名について

「奈良大会宣言書」原本にある署名は図2である。尚、図2は誌面の関係上、トリミングして一ページに収めるが、「奈良大会宣言書」原本のサイズは既に述べた通り、縦38.5cm、横25.5cmの冊子で、署名は26頁に及ぶ。

製本された原本からは「明治廿八年十月廿四日」に53名の署名、「大正四年十月廿九日」に65名の署名が追加され、計118名の署名が残されているように見える。しかし『基督教新聞』には「小崎弘道茂水平三郎の兩名は休養のため自ら記名するを得ざりしも他は静肅莊嚴なる式場に於て自ら其の氏名を署した



図2 「日本組合教会教役者大会宣言書」署名（同志社大学神学部所蔵）上から左、右の順に画像は並べている。

る者なりと云う」⁽²³⁾と記載されていることから、「茂木平三郎」は「大正四年十月廿九日」に後に署名したことになるので、「明治廿八年十月二四日」に52名、「大正四年十月廿九日」に66名の署名がなされたことになる。原本の署名者一覧は以下のとおりである。

明治廿八年十月廿四日

原忠美	古木寅三郎	堀 貞一	三宅荒毅	増野悦興
石井涌二	葛岡龍吉	武田猪平	伊吹岩五郎	大久保眞次郎
井出義久	田中 助	海老名弾正	人見牧太	茂原 茂
竹内甚吉	小野田 元	守田幸吉郎	木庭利器三	三浦鐵造
二宮邦二郎	松井文彌	宮川一男	村上太五平	山田兵助
内山 正	二階堂圓造	杉田 潮	宇田川竹熊	大橋信義
久保荘三郎	平田義道	渡瀬常吉	垣見敬男	溝手文太郎
片桐清治	砂川竹藏	岩村加次郎	宮川経輝	長田時行
平瀬龍吉	澤村重雄	村田叫天兒	鷺山誠晴	森山寅之助
油谷次郎七	松山高吉			
村上俊吉	安藤乙三郎	辻 密太郎	高橋卯三郎	片桐鱗太郎
茂木平三郎				

大正四年十月廿九日

小崎弘道	綱島佳吉	原田 助	露無文治	
牧野虎次	米澤尚三	宮川友之助	高橋鷹藏	安部清藏
木村清松	今泉真幸	小北寅之助	武本喜代藏	劍持省吾
田中兎毛	杉浦義一	東 正義	長坂鑿次郎	〇〇〇〇
海老澤亮	二瓶要藏	三井芳太郎	松尾音平	山口金作
芹野與太郎	白石矢一郎	岩上齋助	松原大八	本宮彌兵衛

澤谷辰治郎	車 学洲	石田貞義	磯部敏郎	門池義民
遠藤作衛	栗原陽太郎	金子卯吉	堺伊三太郎	中井佐一郎
高橋竹千代	相馬祐次	青野兵太郎	白石多幸	管 亀助
田崎健作	山本忠美	西 宜立	田中金造	宮森武治郎
清水安三	野本稔尋	山中奈良吉	榎本 修	渡瀬主一郎
和田信次	久布白直勝	西内藤男	西尾幸太郎	米本重太郎
高田敬三郎	枝本清輝			
三矢信三	田中左右吉	菅原菊三	吳 相淳 ⁽²⁴⁾	

署名はすべて楷書で書かれておらず、中には崩し字で書かれているものもあり、漢字等の確認が必要となった。『基督教新聞』（1895年11月1日）は図3の通り、奈良大会宣言書署名者の一覧を掲載しているの、「明治廿八年十月廿四日」に署名されたものについては、この『基督教新聞』の署名者一覧で確認

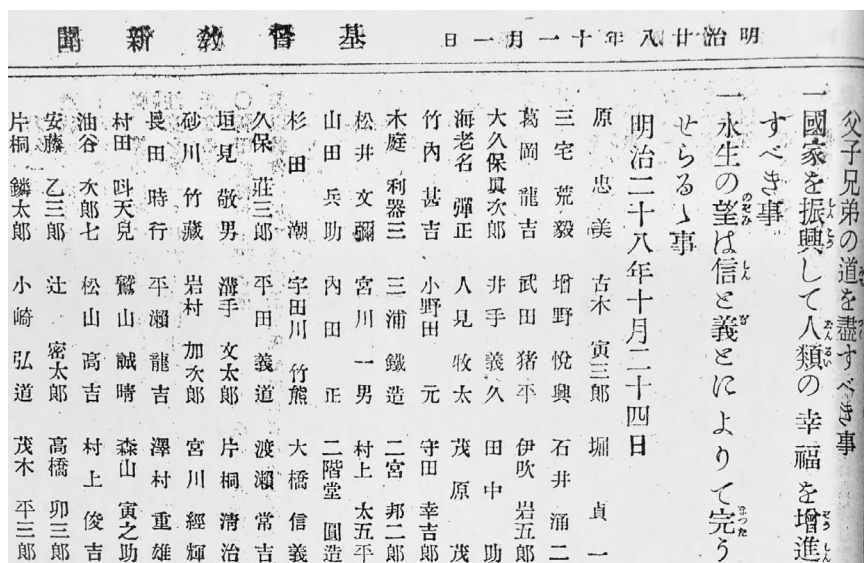


図3 『基督教新聞』 1895年11月1日

した。「明治廿八年十月二四日」、「大正四年十月廿九日」の署名に対して漢字、更には署名者本人の人物確認を試みたので、参考とした資料等については、文末脚注に一覧を付けている。

「日本組合教会教役者大会宣言書」原本の署名者一覧と『基督教新聞』等に記載された名簿の、相違点は、原本には「大正四年十月廿九日」に書き加えられていることと、また原本では「大正四年十月廿九日」に署名している小崎弘道が、『基督教新聞』（1895年11月1日）等では「明治廿八年十月廿四日」の署名者であることである。しかしすでに述べたように『基督教新聞』の記事からも小崎は1895年には署名はしていない。尚、戦後にまとめられた湯浅與三『基督にある自由を求めて』には「現に奈良大会の宣言文は海老名氏の起草に掛り小崎氏は同志社の校用の為め急拠京都に帰り全然宣言文に関わらなかったとのことである」と記載されている。⁽²⁵⁾「同志社の校用」と小崎が不在であった具体的理由と、「全然宣言文に関わらなかったとのことである」という事柄が加えられている。これらは書き方からすれば伝聞であろうが、湯浅が歴史編纂過程で何を根拠としたのかについては確認できていない。

「明治廿八年十月廿四日」の署名式について渡瀬『奈良大会』は、その時の情景を以下のように記している。

我等は此迄での生涯に経験せざる程の莊嚴の座に列するに至れり、何ぞや二十四日の夜凡ての懇談の終りに於て宣言書の記名式を行へること乃ち是れなり。一中略一而して長田氏は嚴かに記名式を行ふを宣せらる、今まで相語てありし人々は水の如くなれり、静又肅。六十余名膝を正す、司会者は即ち静かに祈祷を捧げし後ち宣言書を朗読し、各自の黙禱を求め茲に愈記名の式を行へり。一中略一一個の卓上宣言文を案ず、二人齊しく立ちて其の前に至り姓名を書す、肅如として秋霜列日の気あり、署名せし者左の如し。⁽²⁶⁾

渡瀬『奈良大会』は、この文章の後、『基督教新聞』と同様の署名者を記しているが、その署名式の場に「六十余名」が居合わせたことを示す記載には疑問が残る。もしそれが事実であれば、そこにいた者の中で、署名しなかった者がいることになる。これについては、非常に曖昧な記録となっているが、おそらく大会1日目の参加者数を、ここに記載したものであると推察される。

「奈良大会宣言書」原本に話を戻すと、「大正四年十月廿九日」の署名はいったい何であろうか。その答えは、1915（大正4）年10月27日から29日まで奈良において「教役者会」を引き継ぐ日本組合基督教会教師会第22回年會が開催され、そこで署名が書き加えられたということである。『日本組合教會便覽 大正四年』には、教師会の概要が記録されている。その冒頭はこのように記されている。

二十年前奈良大会宣言書發布時代を憧憬し更に将来に於ける組合教會発展のため、一新紀元を劃せんものと遙かに南都教師会に多大の希望を囑し、且つ面目一新、教會の復活を祈りつつ、大阪總會に臨み、夫れより四日間の總會を終えて、一つ心をもて來集せる教師及び有志信徒の一团は、一種の靈感を以て第二十二回教師会に臨めり⁽²⁷⁾。

開会式は奈良倶楽部で行われ、教師会会長であった杉田潮の歓迎の辞があり、その後朝鮮半島や台湾についての研究報告や伝道についての講演等がなされている。1895年と比べ、日本の置かれた状況の変化、それに伴う日本組合基督教会の在り方の変化を見ることができる。10月28日大会2日目午前には教師会創立二十周年記念礼拝が奈良公園内公会堂で開かれ、渡瀬によって奈良大会宣言書が朗読された。午後に行われた記念懇談会では、小崎が「奈良大会宣言書の宗教的気分⁽²⁸⁾に欠けたる所あり」、海老名が「二十年前宣言書発表時代の組合教會の信仰、実験及び精神に比して、今日の組合教會が有せるそれらのものは更

に深く更に積極的なるものあり」、「此の積極的精神を益々旺ならしめ、以て世界に打って出づべし⁽²⁹⁾」と述べたと記録されている。その懇談会の中で、米澤尚三が青年教役者を代表して「二十年前の先輩諸氏の光榮ある決心と伝道心の旺んに輝けるを見ては、若輩の肉躍り、血湧くものあり、更に之が後継者たるを思うては戦慄する」、「宣言書に先輩諸氏が署名せる其末尾に新たに頁を加えて、決心せる若輩数十名の為に署名を許されんことを先輩教師に乞う⁽³⁰⁾」と語った。それを受けて29日大会3日目に「小崎、網島、原田等宣言書当時事故ありて署名に漏れし先輩を初と、牧野、米沢、武本等の諸牧師以下六十名署名せり⁽³¹⁾。」となったのであった。すなわち小崎は原本の日付通り、1915（大正4）年に署名をしたのであった。

2 奈良大会宣言書に対する評価

奈良大会直後、各地で「奈良大会宣言書」の発表式が開催された。大阪では10月27日夕刻に土佐堀の大阪青年会館において発表式が開催された。聴衆は500から600名にも及んだ⁽³²⁾。また11月4日には、京都の洛陽教会においても同様の会が開催された。こちらも参加者が約400人もいたと記録されており、相当の関心と呼んだ集会であったことが伺える⁽³³⁾。関西圏以外でも原市教会の記録に「一一月一二、一三日、磯部鉦泉地林屋方に於て、上毛諸教会の教役者、信徒代表が開港し、奈良大会宣言書の発表と共に、内は信徒の覚醒を即し、外は伝道の拡大を申し合せたり⁽³⁴⁾」とある。渡瀬常吉『奈良大会』の出版宣伝広告には「基督教社会が久しく解く能はざりし、内外新旧の問題を解釈し、融会し消化し来りて一大運動の導火線たらんとす」、「クリスマス近し、之を以て贈物と為す大に可ならん⁽³⁵⁾」と記載されている。当時の日本組合基督教会が、奈良大会宣言書を全国の教会の教役者のみならず、信徒とともに共有しようとしたことが伺えよう。

『日本組合教会便覧』は、その後「信仰の告白」と「奈良大会宣言書」を毎

年併記し、日本組合基督教会として重要な宣言として位置付けている。その重要性は宣言書が出されてから20年後に更に署名者が加えられたことから分かる。このように重要な宣言として日本組合基督教会において評価されたが、どの部分について評価がなされたのかは、整理が必要である。

まず宣言書が持つ神学的要素として「キリスト論」がある。

小崎が1895年の奈良大会では宣言書に実際には署名をしていなかった。その「急用」の真の理由はわからないが、宣言書における自由主義神学の影響について、「信仰の告白」の起草者であった小崎は相容れなかったと考えられる。

湯浅は、

熟々此の奈良大会の意義を顕みるに此れ迄内外の状勢困難を極め伝道の成績遅々として揚らなかった時教役中甲論乙駁一向足並が調わなかった。然るに此の大会を通じて兎に角一同協力して或る方向はなく、海老名氏の自由主義的なそれであった。一中略一爾来我が組合教会に於ては自由主義的な神学が大勢を支配しオーソドックスや中正穩健派は寧ろ不隅の立場に置かれた観がないではない。⁽³⁶⁾

としている。最終的には小崎不在の中、まとめられた宣言書の起草者の中心には海老名がおり、宣言書はその海老名の自由主義神学の影響を受けたものであったと言える。それは小崎の起草した信仰告白との比較でも明らかである。「信仰の告白」には「我等ハ聖書ニ於テ父、子、聖霊トシテ示サレタル」と三位一体の神が告白されているのに対して、宣言書は「我儕耶蘇基督を救主と尊信」と三位一体の神に言及していないことから、海老名のキリスト論が反映されていると言える。このことについて土肥昭夫は奈良大会宣言書について「新神学⁽³⁷⁾によって自由主義的立場に赴いた人たちをも内包する内容を持っている。」とその性質について述べている。『日本組合教会便覧』が「キリスト論」にお

いて全く別の方向性を示している「信仰の告白」と「奈良大会宣言書」を、「海老名・植村キリスト論論争」以後も毎年併記していったことは、土肥の言う通り、海老名を含め自由主義神学に傾倒していった人々をも内包しようとした日本組合基督教会の在り方を示していると言えよう。

次に宣言書の「國家を振興して人類乃幸福を増進すべき事」という文言については、日清戦争直後という時代状況の中で、海老名や多くの教役者たちの国家に対する考えが反映されていたと言える。海老名自身が後の1915年の日本組合教会教師会第22回年会において先に引用した「二十年前宣言書発表時代の組合教会の信仰、実験及び精神に比して、今日の組合教会が有せるそれらのものは更に深く更に積極的なものあり」、「此の積極的精神を益々旺んならしめ、以て世界に打って出づべし⁽³⁸⁾」と語ったその中心は国家論であり、奈良大会宣言書が戦前において評価され、日本組合基督教会の旗印であり続けた強調点はここであったと考えられる。今泉は

その趣に於て、花岡山の奉教趣意書に似る所があり、神学思想に於て散漫なところがあるけれども一中略—当時の人達に共通した気分を善く發揮している。この南都の集会に由って、教師たちは先輩も後輩もとにかく一致結集した⁽³⁹⁾。

と、このように様々な神学的または倫理的要素が含まれていることについて、「神学思想に於て散漫なところがあるけれども」とした上で、宣言書を「花岡山の奉教趣意書に似る所があり」と「教師たちは先輩も後輩もとにかく一致結集した」ことを評価している。今泉が言う奈良大会宣言書の「神学思想に於て散漫なところ」については、塩野和夫は「その内容には信仰・倫理・社会への働き等が混在している⁽⁴⁰⁾」と表現している。

しかし奈良大会宣言書の「一夫一婦」という文言に関しては、その後の言及

は皆無であると言える。『基督教新聞』は奈良大会直後の社説「南都大会の宣言書を読む」で

古来信条なるものは一種の神学思想を代表するを主とす、此宣言書は然らず全く神学的臭味を脱し之に代うるに倫理の大本を以てす、「愛隣の大義を全うし」と言い、「夫婦の倫を保ち父母兄弟の道を尽くすべし」と言うが如き是れなり且つ国民の義務を重んじ世界の幸福を以て理想となしたるが如き要を得て殆ど尽くせり、吾等の満足を表す⁽⁴¹⁾

と国家に対する態度と共に解説しているものがあるが、それ以後、奈良大会宣言書の家庭論についての言及は『基督教新聞』や後の研究者によってもなされていない。

しかしこの文言を宣言文に入れることは、当時の社会に対して、キリスト教独自の観点から、その在り方を示し、宣言したものであった。その意味について次章で見ていきたい。

Ⅲ 明治期キリスト者の「ホーム」観と日本社会

1 明治期キリスト教の「ホーム」

奈良大会宣言書の「一夫一婦の倫を保ちて家庭を潔め」という文言を読み解くには、当時の日本社会で家族観とキリスト教が用いた「家庭」の違いを確認しなくてはならない。「神戸ホーム」と呼ばれた「女学校」（現神戸女学院）が神戸に設立され、「同志社分校女紅場」として京都府に開業願いを提出して生まれた同志社女学校も、宣教師たちからは「京都ホーム」と呼ばれた。⁽⁴²⁾「ホーム」は1880年代から日本でも用いられた用語であり、西洋の家族像、母性愛、夫婦愛、また「一家団欒」に基づく理想化された「家庭」を表し、キリスト教徒や

民権論者によって用いられた。

時代を少し遡るならば、明治維新への社会的反応には、ジェンダー役割やジェンダー・イデオロギーについての広範な議論も含まれていた。アンドルー・ゴードンは『日本の200年』の中で、明治の早い段階に公務で欧米を旅行した日本人たちの書き残した文章の中に、欧米において男女が無秩序に交流する様子に対する嫌悪感が示されていることを紹介し、欧米と当時の日本における男女の関り方に対する考えの違いを浮き彫りにしている⁽⁴³⁾。それに対して、「ホーム」を学ぶ姿勢も欧化政策の一つとして明治政府にはあった。岩倉具視が特命全権大使として率いた岩倉使節団には木戸孝允、大久保利通、伊藤博文ら明治政府の中枢を含む46名で構成され、43名の留学生が随行した。これに黒田清隆の発案で女子留学生の欧米派遣が企てられ、津田梅子、永井繁子、山川捨松、上田貞子、吉益亮子の出発時6歳から14歳までの女性に加わったが、男子の留学生が近代国家建設に必要な法律を含む政治や社会の制度づくり、様々な産業を推進していくための経済分野についての任務を担って、数年間留学する 경우가多かったのに対して、彼女ら女子留学生には「ホーム」を体験し、学ぶために10年間という長期留学となった⁽⁴⁴⁾。

切支丹禁令の高札撤廃後、日本での伝道開始と共に学校教育に取り組んだ宣教師たちの女子教育は「ホーム」を見据えた教育であった。ホーム（クリスチャン・ホーム）はキリスト教、特にプロテスタントの実践活動において中心的な概念であり、その前提は一夫一婦制であつた。小檜山ルイはこう記している。

キリスト教の文明国アメリカの優越性は、一夫一婦制の結婚において際立つのである。別の言い方をすると、一夫一婦制の結婚において、共和政、民主主義、文明、キリスト教は互いに深く結びついた、一連の優越的価値として認識される⁽⁴⁵⁾。

このような価値を持って日本に移入したキリスト教、特に宣教師たちが、一夫一婦制が日本において必要であると考えに至る実状が存在していたのであった。そのような状況に関して関口すみ子は以下の通り、まとめている。

その射程は、男女が創るホーム（家庭）に止まらない。寄宿制の「学校に見られるように、社会変革の基地である。さらには、孤児たちのホーム、自由廃業した一売られた遊廓から逃げ出してきた一娼妓たちのホームに見られるように、居場所のない人々のアジールである。

男女が創るホームの思想も、キリスト教の文脈に立つ以上、閉鎖的なものに止まらない。男の側は、「一夫一婦制」の確立をめざして、当然視されていたある特権「男の甲斐性」とさえ言われた婚姻外の愛人や妾はもちろん、遊廓通いと縁を切ることである。さらに、できれば公娼制廃止のために働くことである。

かくして、ホーム（相対的に対等な男女による家庭）の建設、女子教育（女学校の創設）、廃娼の三つが一体となった「社会改良」を、クリスチャンが先頭に立って進めていく⁽⁴⁶⁾。

2 明治期の「家族論」

江戸期までの日本では、家族制度は一夫多妻や男性が複数の家庭を持つことが許容されることがあった。江戸期においても重婚は間接的に禁止されていた一方で、天皇の侍妃制や、将軍、大名などの側室制があり、妾の制度は町民にも行き渡っていた。さらに公娼制や様々な私娼が存在していた。このような性の不均衡な関係が基層において幕藩体制の家制度を支え、男女ともに人々の常識となっていた⁽⁴⁷⁾。しかし明治維新後、日本の近代国家建設にあたって、一夫一婦制を確立しようとした傾向は、キリスト教だけではなく、実際には官にも民にもあった⁽⁴⁸⁾。1880年代には民法が制定され、結婚においても一夫一婦制が法

制化された。しかし実質的な一夫一婦制の確立は困難を極め、1889年に東京婦人矯風会南部諸氏の発起により公なものとしてされた「一夫一婦の建白」が出されるなど、その時代に生きた女性たちが置かれた過酷な状況は残存したのであった。山下智子はその「一夫一婦の建白」の中心を担った湯浅初に関する論考の中で、湯浅初の人生を追いながら、それに対する一夫一婦への湯浅初の思いと活動を述べた上で、それが日本におけるキリスト教界の動向との人的、思想的関連を明らかにしている⁽⁴⁹⁾。キリスト教はホームの建設、女子教育、そして廃娼運動を社会改良の取り組みとして展開していった。ここで一つ述べておくならば、明治期の公娼制度は、「野蛮な」前近代の産物である公娼制をそのまま引き継いだものではなく、キリスト教と同時期に欧米から移入された制度が前提となっている。勿論前近代から存在する吉原などの遊郭の継続や公権力の遊郭庇護、娼妓の非人間的待遇など、前近代から明治期に連続する制度である。しかし明治期の公娼制度は、欧米の売春統制に学び、1871（明治4）年に民部省達、1872（明治5）年に大蔵省第一二七布達、同年の娼妓解放令とその直後の貸座敷・娼妓取締罰則と言った一連の法令によって確立している⁽⁵⁰⁾。勿論この制度の前提となる考え方は家父長制的な「家」制度であるが、公娼制度の設計自体は近代以後であった。しかしそこに含まれる差別構造に対して、キリスト教の家庭論は疑義を投げかける代表となっていたのであった。1890年代の家庭論の代表的論者として名が挙がるのは、徳富蘇峰であった。徳富は「個人」を基礎とした「家族制」の確立を主張し、当時の日本の「家」制度とは異なる主張を展開したのであった⁽⁵¹⁾。

この議論を「民法論論争」からもう少し掘り下げてみたい。これは1890年公布の民法改正に関して、当時のフランス民法の影響下にあった個人主義的な思潮に配慮した断行派と延期派の間で1889年～1892年に展開された論争であった。その議論において穂積八束は、キリスト教的な家族道徳を批判し、「西洋」の家族を夫婦中心とみなして、親子関係や祖先崇拜を日本の特色と掲げてい

る。穂積は「西洋」の家族にも「一男一女情愛」という夫婦間の情緒的關係や、普遍的にみられる親への「敬愛」があると位置づけつつも、日本の「家制」にはそれ以上の強固な紐帯があることを強調した。⁽⁵²⁾ また元良勇次郎が1899（明治32）年には「男女間の秩序を整理し、一夫一婦の制を以て人情を制裁するを以て重要」とする「基督教国」の家族と「祖先を崇拜する念と子孫の繁栄を願ふの情」をもった「本邦の家族制」を対比し、「男女の愛情」や妾の慣行への批判など一夫一婦制の規範を重視しつつも、「家族の目的は祖先を祭り、子女を養育して一家の継続及隆盛を計り、或は自己の生涯をして快樂ならしむるにあり」と、キリスト教の家庭論に傾倒しつつ「家」制度を前提とした論を展開した。⁽⁵³⁾ キリスト教的な家族道徳への批判、「西洋」の家族を夫婦中心とみなして親子関係や祖先崇拜を日本の特色と掲げる傾向、また「個人」を重視することへの批判は、明治初期の家庭論の展開の頃から見られるが、元良のように、一夫一婦を是認し、また妾への慣行を否定しつつも、旧来の家制度を護持する論調が登場していった。このような論理は、天皇家から民衆に至るまで、日本の近代国家形成に一夫一婦という考え方を取り込みつつ、日露戦争後の家族道徳の強化や、家族国家観と関連していった。⁽⁵⁴⁾ 1898（明治31）年に交付された民法は、女性を男性家長に対する従属的な位置に置くものとなった。「家族」は「戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者」⁽⁵⁵⁾（732条）、「戸主及び其の家族は其家の氏を称す」⁽⁵⁶⁾（746条）、「子は父の家に入る」⁽⁵⁷⁾（733条）、「妻は婚姻に因りて夫の家に入る」⁽⁵⁸⁾（788条）、また「夫は妻の財産を管理す」⁽⁵⁹⁾（801条）なども男性戸主に強力な権限を持たせるものであった。この民法では「配偶者ある者は重ねて婚姻を為すことを得ず」⁽⁶⁰⁾（766条）と一夫一婦制を前提とし、妾の存在は一切認められてなかったものの、そのような慣習、それを是認する社会の意識は、民法の制定によって断ち切られるものではなかったであろう。

3 奈良大会宣言書起草者、海老名弾正の家庭論

奈良大会宣言書に「一夫一婦の倫を保ちて」という文言が盛り込まれて時代背景をこれまで見てきた。この文言は、明治期のキリスト教がその独自性として掲げた家庭論に基づくものであった。森岡清美はキリスト教の独自性である家庭論、または性道德の厳しさ故に、教会に加わらなかった当時の名士がいたことを述べているが、それは当時のキリスト教が日本社会に対して迎合するのではなく、異質性を際立たせようとも、その社会に対し、その自らの在り方を示している。

では奈良大会宣言書の起草者海老名は、「一夫一婦」についてどのような考えを持っていたのであろうか。海老名と云えば、「新神学」、「日本の精神的伝統への土着の試み」または「戦争観及び植民地観」などの研究がなされてきた⁽⁶²⁾が、奈良大会宣言書の起草者海老名の家庭論に関して、その前提は何であったのか。

海老名弾正『新人の創造』は武田清子によってまとめられた海老名の著作集であるが、その中に「愛の往復書簡 海老名弾正とみや子」がある⁽⁶³⁾。海老名は1882（明治15）年に横井時雄の妹で、横井小楠の長女みや子と伊予今治で結婚した。これはその結婚に際しての往復書簡である。その冒頭、海老名はこう語っている。

みや子の兄横井時雄よりみや子との結婚をすすめられた時

身体虚弱のためわが献身の仕事が妨げられては神に対し、また父に対してすまない。そう思って苦慮煩悶、食の味を失い、数回絶食するにいたった。一度あやまっては生涯取り返しはつかないとつらつら考えてみれば、今まで妻を娶ることは、おもに読書して助力してもらいたいという立場から考察をくだしておった。が、さてそうすると、もし健康の女子といえども婚姻後虚弱の女とならんとも予知しがたい。はたして虚弱の人となった

ら、その時は必ず大失望に陥るであろう。利用主義の大欠陥は見のがされない。健康も必要であり、学才も必要であるが、婚姻の根本精神は更にさらに深いものでなければならない。それは永久に変わらないものでなければならない。それはloveである。これは夫婦の根本第一義である。問題はこれである。我はたして真にかの女を愛やするや。否や。いかよの境遇に出あっても変わらない、動かない、薄らがない愛があるや否やである。これにてすべて解決はつくのである。ここに夫婦の神聖なる奥義が存するのである。神の聖旨はここにあるときとめたとき、私の心は釈然たるを得たのである。あたかも私の方にその決心がついた時、横井は私に告げている。妹の心は動いた。母もその気になっている、と。⁽⁶⁴⁾

ここで海老名は婚姻の根本精神は、永久に変わらない「love」でなければならないとし、海老名の自問が続く。海老名は続けて、愛がどんな状況に出会っても変わらず、揺るがず、薄れないものであるかどうかを問い直している。そして真の愛とは状況に左右されず変わらない堅固なものであるべきであり、これこそが「夫婦の神聖な奥義」であり、神の聖旨はこの中にあると感じた瞬間、海老名は納得したと語っている。

また1882年6月24日の「書簡4」では海老名よりみや子に対して

幸福は求めずしてきたるべく存じ候。ああ国を治むる者はいたって多く、家を治むる者ははなはだ少なし。お互いはじつに真の家福をまっとういたしたく候。⁽⁶⁵⁾

と送られている。海老名は幸福について、それは積極的に求めるべきではなく、自然な形で訪れるものだと述べ、国を治める者は多い一方で、家庭を良く治める者は少ないと指摘する。この文脈では互いが誠実さと愛に基づいて関係を築

き、家庭を幸福にすることが人生の真の目標であり、それが「家庭を治める」ことというメッセージが送られている。

また日本組合基督教会教師会第22回年会の翌年1916（大正5）年の説教「愛の権能」で海老名は

哲学と宗教との主なる相違は、哲学は専ら真理を旨とするのであるが、宗教は専ら愛を尚ぶという所に在る。元よりキリストによって真理が授けられたのである。しかしながらその真理というは神は愛なりという真理なのである。一中略一中国や日本において忠孝という言葉の如き、取りも直さず愛の一つの言い表わし方である。親を愛するという事が孝である。また忠は君を愛し国を愛するを言うのである。いずれもこれ皆愛である。家庭の中における夫婦の親しみの如きも愛である。実に人生は愛をもって語られている故に、愛の破るる所、即ち愛の拒まるる所に悲劇がある。であるから、愛そのものは一日も無くてならぬものであって、これを取り去るれば家庭はたちまちにして荒れはてる。どこもここも荒れはてるのである。⁽⁶⁶⁾

と儒教的精神を含んで、人間の愛とその必要性を語る。その上で、

夫婦の愛も愛には相違ないけれども、神とキリストとの愛に比較せば大空の雲と、濁れる地上の地水との相違あり。親子の愛も誠に美しい。けれどもこれを神とキリストとの愛に比せば、大空より降り来る美しい雨雪の如きそれと、この地上を流るる濁水との如きものである。⁽⁶⁷⁾

とも語っている。これは奈良大会宣言書からはかなり後に語られたものであるが、海老名における「神の愛」は家庭論よりも上位に位置していることが確認

できる。これは今後海老名における「キリスト論」と家庭論を考察する上で、非常に重要であるので、ここに記しておく。

これらは海老名が一夫一婦について直接的に語ったものではないが、海老名自身の結婚観、家庭論が明らかにされている。「奈良大会宣言書」に「一夫一婦の倫を保ちて家庭を潔め」の文言を、「愛」を中心に据えた家庭論を持つ海老名を中心に起草されたことは、その宣言書がキリスト教内部にだけ通用する信条や宣言としてだけではなく、当時の日本社会、すなわち教会外に対してキリスト教的価値観を提示し、キリスト教の独自性を宣言することであった。これは日本組合基督教会に限ったことではなく、当時、日本にあった様々なキリスト教派、団体、それに属する牧師、信徒がそれを明示し、社会に対して、その使命を果たそうとしていた。また1895年には署名しなかった小崎も後にキリスト教が女性の地位向上と一夫一婦制という慣習をゆるぎないものにしたと主張していることから、この家庭論には全く異論はなかったであろう⁽⁶⁸⁾。日本組合基督教会は、その文言を含めて、奈良大会宣言書を教派の方針として採択し、それを盛大に宣言し、その後『日本組合教会便覧』において「信仰の告白」と共に宣言文を掲載し続けたこと、これは一教派としてそのユニークさに他ならない。

おわりに

奈良大会宣言書について、その家庭論に焦点を絞って検証をしてきた。この示された家庭論は当時のキリスト教が社会に対してその独自の価値観を示したものであり、これを一教派の宣言として「一夫一婦の倫を保ちて家庭を潔め」という文言を入れたところに、日本組合基督教会がどのように社会に関わろうとしていたかについて、見て取ることができよう。ただし今日的価値観から見れば、これも歴史の一過程であり、「一夫一婦の倫を保ちて家庭を潔め」とす

る家庭論は、今日に適應させることのできる普遍的なものではないであろう。しかし今の時代のジェンダー論ですら、100年後、いや数十年後には歴史の一過程となるであることを考えると、その過程について、今の私たちが主観的に時流に影響され、評価することも、適切な歴史評価とは言えない。

本稿では奈良大会宣言文に同時に示されている国家観については、ほとんど触れずに、専ら家庭論についてのみ検証した。すでに述べた通り、一夫一婦制すら日露戦争以後は、国家が近代国家形成の一過程として吸収していき、その延長線上に戦時体制に突入する日本の姿がある。そして日本のキリスト教も、それに飲み込まれ、また加担していくことになった。その意味で、奈良大会宣言書はその文言に内包される国家と教会、もしくはキリスト者との関係性がどのように扱われ、また「一人歩き」した可能性についても今後の研究課題としたい。

同志社女子大学現代社会学部社会システム学科山下智子教授には、本研究の遂行にあたり多大なるご指導、ご協力を賜りました。ここに深謝の意を表します。

- (1) 例えば、肥後の真宗僧侶でフルベッキの日本語教師となり、1868（明治元）年に洗礼を受けた清水宮内は翌年長崎市内で無断国元出奔、蓄髪、苗字帯刀の口実で捕縛され、投獄されている。
（小澤三郎『幕末明治耶蘇教史研究』日本基督教団出版局、1973年、82-84頁。）
また「破邪」の目的で宣教師の日本語教師となったが、キリスト教書を読むうちに、キリスト教が仏教や神道よりもはるかに優れているとして、1869（明治二）年に洗礼を受けた筑前の真宗僧侶・二川一騰が翌年に脱籍を名目に捕縛された。これらと類似するケースは他にもあったであろう。
- (2) 小野雅章『教育勅語と御真影 近代天皇制と教育』講談社、2023年、19-21頁。
- (3) 小崎弘道が記した、その当時の日本組合基督教会の置かれた状況は以下の通りである。
前期に於て旭日の天に沖するが如きまた潮のに満ちんとするが如き勢を以て進みつつあった教会は、この時期に至ってに不振に陥ちいった。試みに組合教会受洗者、入会者の統計を見るに、十六年より二十三年までは多い時は一、七〇〇名に及び、

少なくとも一、〇〇〇名を下ることはなかった。然るに二十四年より三十三年にかけては、漸次受洗者の数を減じ、その最も少ないのは二十七年で僅かに二六六名に過ぎない。最も多い年でも一、〇〇〇名を出づることはなかった。いかに教勢が頓挫したかを察することができる。しかも会員全体の上において減員の最も多くあったのも、また二十七年である。その数一、八七九名に達している。誠にはなほだしき減退と言わねばならぬ。不振の原因は二、三にとどまらないが、伊藤内閣を始めとして後継内閣の条約改正運動の失敗、欧化主義反動として国粹主義排外思想の勃興、このために事の善悪を問わず外来のものはすべてこれを排斥しようとする風潮が馴致された事である

(小崎弘道『日本組合基督教史』日本組合基督教會本部、1924年、108-109頁。)

- (4) 辻田真佐憲『戦前』の正体 愛国と神話の日本近現代史』講談社、2023年、46-50頁。
(5) 訓令本文は以下の通りである。

一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件 (明治三十二年八月三日文部省訓令十二号)

一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

(「文部省訓令第十二号」文部科学省HP『学制百年史 資料編』https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317974.htm) (参照 2023-08-31)

- (6) 福音同盟会は、1833年から約10年間オックスフォード大学関係の英国国教会聖職神学者たちによって英国教会内で起こされた信仰復興と教会改革の運動であったオックスフォード運動である。またイギリスから始まりアメリカにおいて成功したユニテリアン主義、これらへの対応として福音同盟会がロンドンで1846年発足。海外宣教、教派協同、社会的関心をその特徴とした。

(中村敏「日本初期プロテスタンティズムに及ぼした福音同盟会の影響」『キリスト教史』第三十八集、キリスト教史学会、1984年、1-5頁。)

- (7) 「教理基準」は以下の通りである。

一、聖書は、神の靈感によって成ったものであり、権威と十全性 (Sufficiency) を有すること

二、聖書の解釈においては、各自に判断の権利ならびに責任が委ねられていること

三、神は唯一にして、かつ三つの位格を有しておられること

四、墮落の結果として人間性の全的墮落を信すべきこと

五、神の御子が肉体をとって人となり、人類の罪をあがない、かつ仲保者としてとりなし統治されること

六、罪人は、ただ信仰によってのみ義とされること

七、罪人の回心と聖化における聖霊の働きを信すべきこと

八、霊魂の不滅、肉体の復活、義人を永遠の祝福に、悪人を永遠のさばきにとら

せる主キリストによる審判を信ずべきこと

九、教職制度は神が定めた秩序であること、また洗礼と聖餐は永久に守られるべきこと。

(中村敏「日本初期プロテスタンティズムに及ぼした福音同盟会の影響」『キリスト教史』第三十八集、10-12頁より引用。)

(8) 小崎弘道『小崎弘道全集』第2巻、日本図書センター、2000年、355-356頁。

(9) 日本組合基督教会「信仰の告白」は以下の通りである。

信仰ノ告白

- 一 我等ハ聖書ニ於テ父、子、聖靈トシテ示サレタル無限純全ナル独一ノ神ヲ信ズ
- 一 我等ハ神ニシテ人トナリ世ノ罪人ヲ救ハシメテ苦痛ヲ受ケ死シテ甦リ給ヒシ耶蘇基督ヲ信ズ
- 一 我儕ハ新ナル生命ヲ与ヘ給フ聖靈ヲ信ズ
- 一 我等ハ神ノ感化ニ由テ成リ而シテ我等ニ救ヲ得サシメテ為ニ智恵ヲ与フル聖書ヲ信ズ
- 一 我等ハ聖ナル教会、水ノ「バプテスマ」、聖晚餐、聖キ主ノ日、永遠ノ生命、死者ノ復活及ビ正シキ賞罰ヲ信ズ

(日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団史資料集 第1巻』日本基督教団出版局、1997年、85頁。)

(10) 中村敏『前掲書』、13頁。

(11) 日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『前掲書』、79頁。

(12) 小崎弘道『前掲書』、356頁。

(13) 渡瀬常吉『奈良大会』福音社、1895年。

(14) 『基督教新聞』1895年9月27日。

(15) 『基督教新聞』1895年10月18日。

(16) 『基督教新聞』1895年11月1日。

(17) 西尾幸太郎編『日本組合教会便覧 明治40年』日本組合基督教会事務所、1907年より住所を確認。猿沢池は菊水楼から徒歩圏内である。

(18) 『基督教新聞』1895年11月8日。

(19) 同志社々々史料編纂所編『同志社九十年小史』同志社、1965年、135頁。

(20) 今泉真幸『日本組合基督教会』東方書院、1934年、28-29頁。

(21) 『基督教新聞』1895年11月1日。

(22) 定められた「日本組合教会教役者会規約」は以下の通りである。

- 一 名称 本会は日本教会教役者会と名く
- 一 組織 本会は組合教会に属一する教役者にして終身伝道に従事するものを以て組織す
- 一 目的 教役者互に親誼を厚うし品格を練り教役者の面目を保つ事
- 一 会合 教役者大会は毎年一回組合教会総会の前後に開く事

但し時宜により臨時会を開くことあるべし

- 一 誓約 会員は左の誓約を為すものとす
 - 一 総てのものを神に献け終身伝道に従事する事
 - 二 会員は兄弟の義を守り艱難相助け苦樂を共にする事
 - 三 会員は互に切磋琢磨して其徳を進むる事
 - 一 役員 会務を整理する為め左の役員を置く
 - 一 会長 一名
 - 一 評議員 八名
 - 一 書記 一名
 - 一 会計 一名
 - 一 選挙 会長並評議員は年会に於て会員中より之を選び、書記会計は評議員に於て之を営む
 - 一 資金として毎月一人に付金五於拾錢ずつを徴収し其司法方は左の二項に拠る
 - (1) 十分の八を貯えて会員の災厄を救う事
 - (2) 十分の二を越えざる額を以て会費に充る事
 - 一 入退会 入退会者は其旨を会長に申込み会長は評議員会の協賛を経て処置する事
 - 一 賛助員 本会の目的を賛助し、一時金拾五円或は毎月定額以上の寄附金を為すものを賛助員とす
 - 一 寄附金 会員并賛助員外の有志者の寄附金は多少に拘らず喜びて受るものとす
 - 一 処分 会員にして本会の規約に背き教役者たる品格を失うものは除名する事
- 細則
- 一 会長は本会百般の事務を整理し会員相互の気脈を通じ其進退に関し助言又は斡旋をなす事
 - 一 評議員は会長の召集に応じ会務の評議に与る事
 - 一 評議員会は左の議権を有す
 - 一 罹災者の救助資格
 - 二 入退会者の資格
 - 三 会員の処分
 - 四 書記会計の任命
 - 一 永眠者の遺族には弔慰料として金百円を贈る事
 - 一 満六十才の者には養老金として金百円を呈する事
 - 一 主義又は病氣等の為め正当の理由に依りて辞職し休養を要するか又は住所を得ざる場合には十円づつ三ヶ月以内支給する事
 - 一 家族中に永眠者（父母妻子）ある時は弔慰料として金五円を支給する事
 - 一 養老金又は弔慰料は来る明治廿九年五月一日以後実行するものとす
 - 一 会員身上に関する異動並に事故ある時は其都度会長へ届出る事

- 一 家族中に永眠者ある時又は罹災の場合には即刻会長に届出る事
- 一 会員にして若しも資金三ヶ月分を惰る時は一応紹介の上処分することあるべし
(『基督教新聞』1895年11月15日。)

(23) 『基督教新聞』1895年11月1日。

(24) 『日本組合教会教役者大会宣言書』同志社大学神学部所蔵より

署名の漢字は『基督教新聞』1895年11月1日を参照したが、「大正四年十月廿九日」の署名については掲載がないため、全員以下の手順で漢字等の確認をした。

手順1 今泉眞幸編『天上之友』米澤尚三、1915年

内田政雄編『天上之友 第二編』日本組合基督教教会教師会、1933年

「天上之友」刊行委員会編『天上之友 第三篇』基督教世界社、1988年を確認。

手順2 同志社社史史料編集所編『同志社百年史 資料編1』同志社、1979年を確認。

手順3 西尾幸太郎編『日本組合教会便覧 明治40年』日本組合基督教教会事務所、1907年。

大賀寿吉等編『日本組合教会便覧 大正7年』日本組合基督教教会事務所、1918年。

田中左右吉編『日本組合教会便覧 昭和7年』日本組合基督教教会本部、1932年。

田中左右吉編『日本組合教会便覧 昭和9年』日本組合基督教教会本部、1934年を確認。

手順4 その他関係資料を確認。

上記手順1、2、3、4の順に確認し、参考にした資料を記号で署名の後に記載する。

記号：Ⅰ 今泉眞幸編『天上之友』米澤尚三、1915年。

Ⅱ 内田政雄編『天上之友 第二編』日本組合基督教教会教師会、1933年。

Ⅲ 「天上之友」刊行委員会編『天上之友 第三篇』基督教世界社、1988年。

※ 上記以外のもの。下記に参考文献を記載

明治二八年十月廿四日

原忠美Ⅰ	古木寅三郎Ⅰ	堀 貞一Ⅲ	三宅荒毅Ⅰ	増野悦興※
石井通二	葛岡龍吉※	武田猪平Ⅱ	伊吹岩五郎Ⅲ	大久保真次郎Ⅰ
井出義久Ⅰ	田中 助Ⅰ	海老名弾正Ⅲ	人見牧太Ⅰ	茂原茂※
竹内甚吉Ⅰ	小野田 元Ⅲ	守田幸吉郎Ⅰ	木庭利器三※	三浦鐵造※
二宮邦二郎Ⅱ	松井文彌Ⅲ	宮川一男Ⅰ	村上太五平Ⅱ	山田兵助Ⅱ
内山 正Ⅲ	二階堂圓造Ⅲ	杉田 潮Ⅱ	宇田川竹熊	大橋信義
久保莊三郎	平田義道Ⅲ	渡瀬常吉Ⅲ	垣見敬男※	溝手文太郎Ⅲ
片桐清治Ⅱ	砂川竹藏Ⅲ	岩村加次郎Ⅰ	宮川経輝Ⅲ	長田時行Ⅲ
平瀬龍吉※	澤村重雄Ⅲ	村田叫天兒※	鷲山誠晴※	森山寅之助Ⅲ
油谷次郎七※	松山高吉Ⅲ			
村上俊吉Ⅱ	安藤乙三郎※	辻密太郎Ⅲ	高橋卯三郎Ⅲ	片桐麟太郎Ⅲ
茂木平三郎Ⅰ				

大正四年十月廿九日

小崎弘道Ⅲ	綱島佳吉Ⅲ	原田助Ⅲ	露無文治Ⅲ	
牧野虎次Ⅲ	米澤尚三Ⅲ	宮川友之助Ⅲ	高橋鷹藏Ⅲ	安部清蔵Ⅲ
木村清松Ⅲ	今泉真幸Ⅲ	小北寅之助Ⅱ	武本喜代蔵※	劍持省吾Ⅲ
田中兎毛Ⅲ	杉浦義一Ⅱ	東 正義Ⅱ	長坂鑿次郎Ⅲ	〇〇〇〇
海老澤亮Ⅲ	二瓶要蔵Ⅲ	三井芳太郎Ⅲ	松尾音平Ⅲ	山口金作Ⅲ
芹野與太郎Ⅲ	白石矢一郎※	岩上齋助※	松原大八Ⅲ	本宮彌兵衛Ⅲ
澤谷辰治郎Ⅱ	車学洲	石田貞義	磯部敏郎Ⅲ	門池義民※
遠藤作衛Ⅲ	栗原陽太郎Ⅲ	金子卯吉Ⅲ	堺伊三太郎Ⅲ	中井佐一郎Ⅲ
高橋竹千代	相馬祐次Ⅲ	青野兵太郎Ⅲ	白石多幸Ⅲ	管 亀助※
田崎健作Ⅲ	山本忠美Ⅲ	西 宜立	田中金造Ⅲ	宮森武治郎※
清水安三Ⅲ	野本稔尋※	山中奈良吉Ⅱ	榎本修Ⅲ	渡瀬圭一郎Ⅲ
和田信次Ⅲ	久布白直勝Ⅱ	西内藤男Ⅲ	西尾幸太郎Ⅲ	米本重太郎Ⅲ
高田敬三郎Ⅲ	枝本清輝Ⅱ			
三矢信三	田中左右吉Ⅲ	菅原菊三Ⅲ	吳 相淳	

また「明治二八年十月廿四日」と「大正四年十月廿九日」の署名者の世代等を今後分析するための基礎資料として、「明治二八年十月廿四日」の署名に関しても『天上之友』Ⅰ巻からⅢ巻のいずれに記載されているか記号で示す。『天上之友』に記載がない場合は、参考とした資料について記載しておく。

「明治二八年十月廿四日」の下線の署名は『基督教新聞』1895年11月1日の名簿以外での確認は取れていない。

「大正四年十月廿九日」の下線の署名はいずれの資料でも確認が取れていない。

日本組合基督教会『日本組合教會便覧 大正四年』日本組合基督教會事務所、1915年、210頁。に「出席者百廿八名（会員六十三名、其他の教師廿五名、米教師三名、朝鮮人二名、信徒廿七名、婦人八名）。」とある。確認できない署名はここで「会員」以外に含まれると推察される。

〇〇〇〇にて示した署名は、ある書道家に問い合わせ、漢字認知を依頼したが、この署名は江戸末期の崩し字の形式で一文字目はおそらく「後」、二文字目は「都」もしくは「邪」、三文字目が「間」、四文字目が「成」の可能性があるとのこと。宣言文への署名に偽名等を用いる可能性はないが、現時点では解読できない。

増野悦興※ 日本キリスト教歴史大事典編集委員会編『日本キリスト教歴史人名事典』教文館、2020年。

葛岡龍吉※ 『Doshisha faculty records, 1879-1895 松井全、児玉佳興子翻刻』同志社大学人文科学研究所同志社社史資料室、2004年。

茂原茂※ 井原市教育委員会編『井原市史』井原市、1964年。

三浦鉄造※ 日本基督教団酒田教会編纂委員会編『日本基督教団酒田教会創立八十

八周年記念誌』日本基督教団酒田教会、1986年。）

- 木庭利器三※ 日本基督教団原市教会編『原市教會百年史』日本基督教団原市教会、1986年。
- 垣見敬男※ 日本キリスト教歴史大事典編集委員会編『日本キリスト教歴史人名事典』教文館、2020年。
- 村田叫天兒※ 渡瀬常吉『奈良大会』福音社、1895年。
- 平瀬龍吉※ 丹波基督教会編『丹波基督教会史』丹波基督教会、1934年。
- 鷲山誠晴※ 日本基督教聯盟編『基督教年鑑 昭和6年版』1930年。
- 油谷次郎七※ 日本キリスト教歴史大事典編集委員会編『日本キリスト教歴史人名事典』教文館、2020年。
- 安藤乙三郎※ 内田政雄編『大阪基督教会六十年小史』大阪基督教会、1934年。
- 武本喜代蔵※ 武本喜代蔵『病者の福音』警醒社書店、1930年。
天満教会百年史刊行委員会編『日本基督教団天満教会百年史』日本基督教団天満教会、1979年。
- 白石矢一郎※ 『日本組合教会便覧 昭和7年』日本組合基督教会本部、1932年。
- 岩上齋助※ 「大正15年（1925）福島忠夫 岩上齋助が 北海道支部設立の文言。」
（「同志社校友会北海道支部の歩み」『同志社校友会北海道支部 HP』
<http://hokkaido.doshisha-alumni.org/history>（最終観覧日2023年10月21日）
- 門池義民※ 『日本組合教会便覧 昭和7年』日本組合基督教会本部、1932年。
- 管 亀助※ 『日本組合教会便覧 昭和7年』日本組合基督教会本部、1932年。
- 宮森武治郎※ 日本組合教会便覧 大正7年』日本組合基督教会事務所、1918年。
- 野本稔尋※ 佐渡教会百二十年史編集委員会編『日本基督教団佐渡教会』2017年。
- (25) 湯浅與三『基督にある自由を求めて 日本組合基督教会史』創文社、1958年、244頁。
- (26) 渡瀬常吉『前掲書』、81-82頁。
- (27) 日本組合基督教会『日本組合教會便覧 大正四年』日本組合基督教会事務所、1915年、201頁。
- (28) 同上、206-207頁。
- (29) 同上。
- (30) 同上、208頁。
- (31) 同上、209頁。
- (32) 『基督教新聞』1895年11月8日。
- (33) 『基督教新聞』1895年11月15日。
- (34) 日本基督教団原市教会『日本キリスト教団原市教會百年史』日本基督教団原市教会、1986年、85頁。
- (35) 『基督教新聞』1895年12月13日。
- (36) 湯浅與三『前掲書』、244頁。

- (37) 土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、1980年、147頁。
- (38) 日本組合基督教会『日本組合教會便覽 大正四年』、206-207頁。
- (39) 今泉真幸『前掲書』、30頁。
- (40) 塩野和夫「日本組合基督教会史」同志社大学人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教派史の研究』教文館、1997年、128頁。
- (41) 『基督教新聞』1895年11月8日。
- (42) 枝澤康代(2021)「明治創設期の神戸女学院(神戸ホーム)と同志社女学校(京都ホーム) アメリカン・ボード女性宣教師によるリベラル・アーツ教育」『Asphodel』56号、2021年、111頁。
- (43) アンドルー・ゴードン著、森谷文昭訳『日本の200年 徳川時代から現代まで 上』みすず書房、2013年、183頁
- (44) 高橋裕子『津田梅子の社会史』玉川大学出版部、2002年、27-30頁。
- (45) 小倉山ルイ、北條文緒編『結婚の比較文化』勁草書房、2001年、57-58頁。
- (46) 関口すみ子「近代日本の『新しい男』 - 『幸福なる家庭』をめざして」キリスト教史学会編『近代日本のキリスト教と女子教育』教文館、2016年、104頁。
- (47) 早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー 成立期のひとつのロジック』青木書店、1998年、4頁。
- (48) 同上、3頁。
- (49) 山下智子(2020)「湯浅初と『一夫一婦の建白』 - 東京婦人矯風会設立以前に注目して-」『キリスト教史学』第74集、2020年、108-129頁。
山下智子(2022)「湯浅初と『一夫一婦の建白』 - 『楓と桜』に注目して」『キリスト教史学』第76集、2022年、54-77頁。
- (50) 脇田晴子、S.B. ハンレー編『ジェンダーの日本史上 宗教と民俗 身体と性愛』東京学出版会、1994年、461-463頁。
- (51) 徳富蘇峰(1893)「家族的専制」『国民之友』194号、1893年、1-7頁。
- (52) 本多真隆(2018)「近代日本における『家』の情緒 1890～1910年代における伝統的家族像の形成」『社会学評論』68巻3号、2018年428-430頁。
- (53) 元良勇次郎『中等教育倫理講話』右文館、1899年、79-80頁。
- (54) 本多真隆『前掲書』、432頁。
- (55) 内閣官報局『法令全書 明治31年』内閣官報局、1898年、114頁。
- (56) 同上、116頁。
- (57) 同上、114頁。
- (58) 同上、122頁。
- (59) 同上、124頁。
- (60) 同上、119頁。
- (61) 森岡清美『日本の近代社会とキリスト教』評論社、1970年、268-269頁。
- (62) 海老名弾正『新人の創造』教文館、1960年。115-148頁。武田清子「海老名弾正評

伝」もこれらについての分析がなされている。

- (63) 同上、103-114頁。
- (64) 同上、103-104頁。
- (65) 同上、112頁。
- (66) 海老名弾正『海老名弾正—日本の説教1』日本キリスト教団出版局、2003年、23-24頁。
- (67) 同上、27-28頁。
- (68) ヘレン・ボールハチェット「明治期のプロテスタント共同体における結婚と離婚」キリスト教史学会編『近代日本のキリスト教と女子教育』教文館、2016年、62頁。ボールハチェットは、この記載に関して小崎弘道「政教新論」『小崎弘道全集』第3巻、小崎全集刊行会、1938年、376-377頁。を参照している。

(第21期 第3研究会による成果)